

奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会設置要綱

奈良県教育委員会

(設置)

第1条 奈良県教育委員会が県立高等学校の望ましい入学者選抜の在り方について検討するにあたり、検討に資する意見を学識経験者等から聴取するため、奈良県立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討及び意見交換を行う。

- (1) 現行の県立高等学校入学者選抜の成果と課題に関すること。
- (2) 特色選抜及び一般選抜に関すること。
- (3) その他県立高等学校の入学者選抜に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員は教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育長が委員として適当と認める者

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、教育委員会によるとりまとめが完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ教育長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後に最初に開催される会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な資料の作成、分析等を行う必要があるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、奈良県教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。